

第 1 回鴨川市学校適正規模等検討委員会会議次第

日時 令和 5 年 5 月 25 日（木）

午後 7 時 00 分から

場所 天津小湊支所 3 階会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 教育長挨拶

4 自己紹介

5 役員選出

6 諮問

7 運営方法

8 議事

（1） 鴨川地区学校施設等の現状と課題

（2） その他

9 閉会

配付資料一覧

- 次第
- 委員名簿
- 事務局名簿
- 席次表
- 諮問書

【資料1】年度別児童数

【資料2】児童数及び標準学級数推計

【資料3】今後の推計児童数

【資料4】小学校施設一覧

【資料5】小規模校のメリット・デメリット

【資料6】年度別園児数等

【資料7】認定こども園施設一覧

【参考1】鴨川市学校適正規模等検討委員会の運営方法

【参考2】会議の傍聴要領

【参考3】鴨川市附属機関設置条例

【参考4】鴨川市情報公開条例（抜粋）・同施行規則（抜粋）

【参考5】鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針

【参考6】鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領

- 鴨川地区学校適正規模・適正配置等に係るアンケート

鴨川市学校適正規模等検討委員会委員名簿

(順不同)

No	関係機関等	所属等	氏名	備考
1	学校教育の関係者	鴨川小学校PTA代表	角野 晴美	
2		東条小学校PTA代表	石井 智樹	
3		西条小学校PTA代表	刈込 高志	
4		田原小学校PTA代表	脇坂 和弘	
5		鴨川小学校 学校運営協議会代表	井藤 機句男	
6		東条小学校 学校運営協議会代表	小倉 健一	
7		西条小学校 学校運営協議会代表	庄司 利男	
8		田原小学校 学校運営協議会代表	鈴木 勝博	
9	児童福祉の関係者	鴨川認定こども園 保護者代表	蛭子 美穂	
10		西条認定こども園 保護者代表	山下 真矢	
11		田原認定こども園 保護者代表	松本 真弓	
12		認定こども園OURS 保護者代表	山本 恭子	
13	識見を有する者	鴨川市公立学校PTA 連絡協議会会長	齋藤 出	
14		公募	座間 弘之	
15		公募	荒井 眞由美	

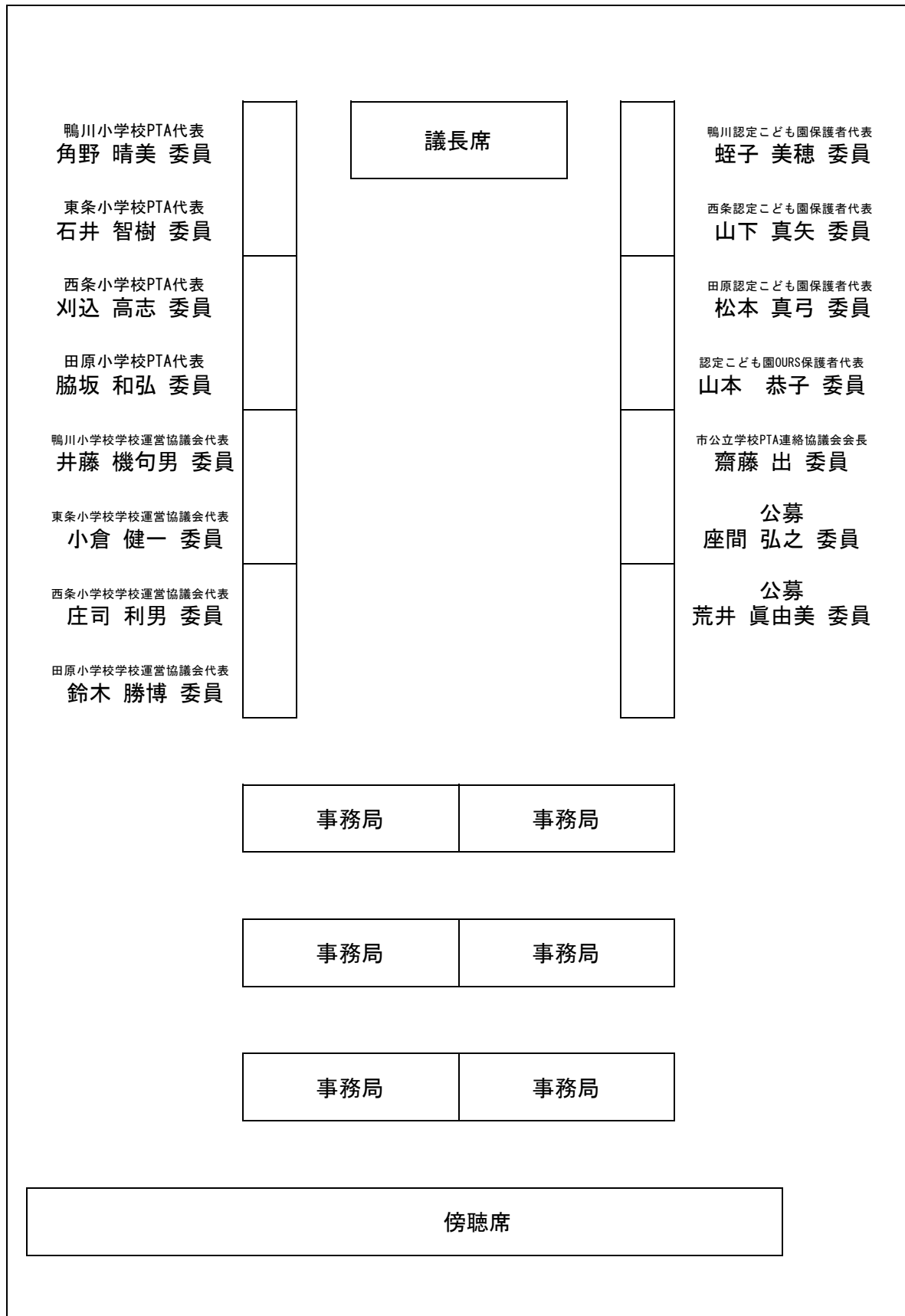
<任期>令和5年5月25日から諮問に係る調査審議が終了するまで

鴨川市学校適正規模等検討委員会事務局名簿

No	所属・職	氏名	
1	教育長	鈴木 希彦	
2	鴨川市教育委員会	教育次長	山口 昌宏
3		学校教育課 課長	関口 和則
4		学校教育課 学校環境整備室 室長	佐々木 正信
5		学校教育課 学校環境整備室 主任主事	上野 哲
6		学校教育課 学校環境整備室 主任主事	久保 和正
7		鴨川小学校 校長	三浦 徹
8		東条小学校 校長	石井 聖一郎
9		西条小学校 校長	高梨 美佐子
10		田原小学校 校長	前田 桂子
11		鴨川市市民福祉部	部長
12	子ども支援課 課長		田中 忍
13	子ども支援課 課長補佐		刈込 豊
14	子ども支援課 幼保係 係長		田村 香織
15	鴨川認定こども園 園長		佐藤 康子
16	西条認定こども園 園長		高橋 由美子
17	田原認定こども園 園長		伊東 智子

席次表

入口



入口

鴨 教 学 第 469 号
令和 5 年 5 月 25 日

鴨川市学校適正規模等検討委員会
委員長 様

鴨川市教育委員会

諮 問 書

鴨川市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定により、下記の事項について
諮問します。

記

- ・ 鴨川小学校、東条小学校、西条小学校及び田原小学校並びに鴨川認定
こども園、西条認定こども園及び田原認定こども園の適正規模及び適正
配置に関すること。

年度別児童数

資料 1

鴨川小学校

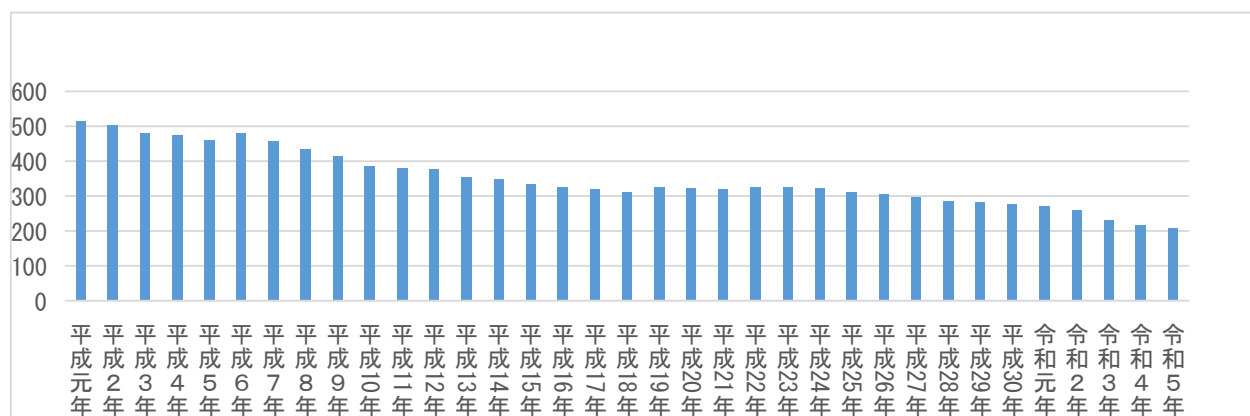
(単位 人)

平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
514	504	480	473	460	480	456	433	413	385

平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
381	376	353	348	335	325	319	311	327	322

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
320	326	324	321	311	307	296	286	284	277

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
272	261	232	216	208



東条小学校

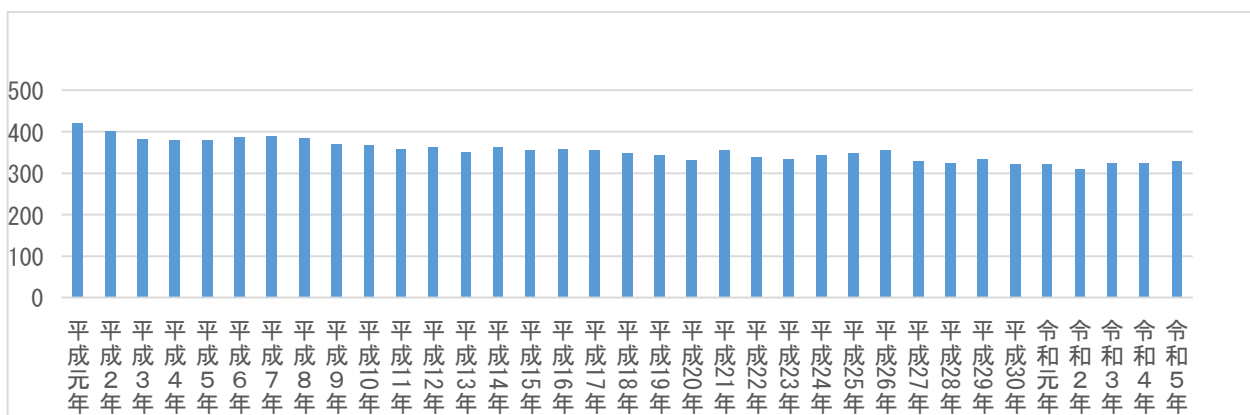
(単位 人)

平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
421	401	382	380	381	386	390	385	371	367

平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
358	364	350	363	355	359	355	348	344	333

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
357	340	334	344	348	356	329	324	335	321

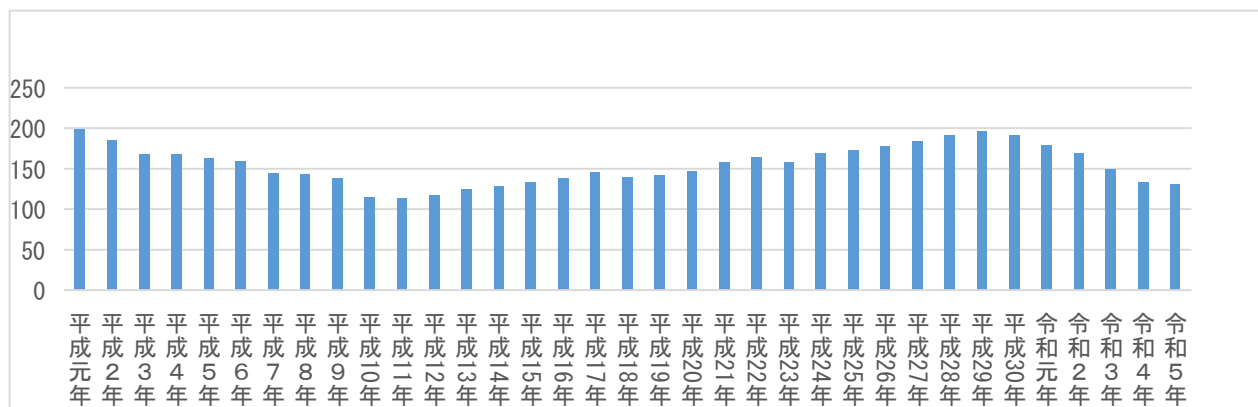
令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
321	310	324	325	328



西条小学校

(単位 人)

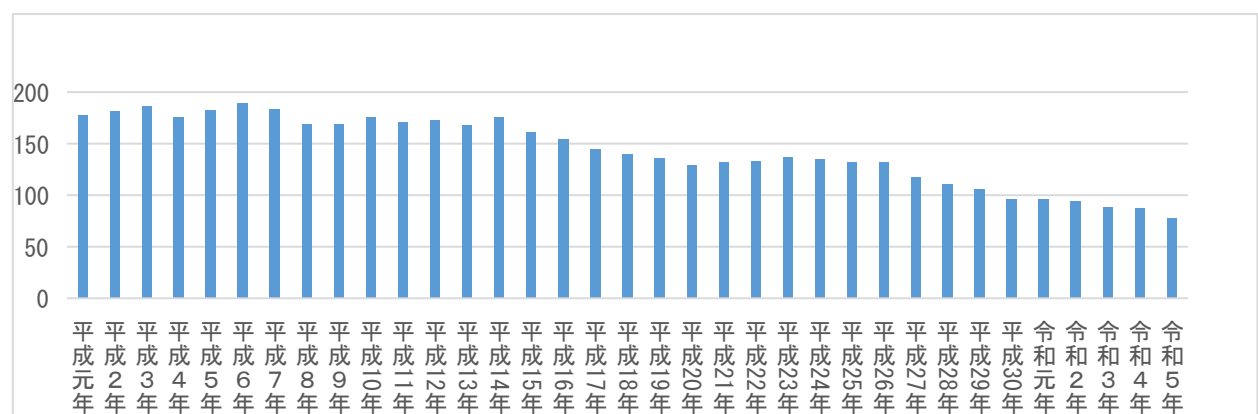
平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
198	185	168	168	162	159	144	143	138	115
平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
113	117	124	128	133	138	146	139	142	147
平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
158	164	158	169	172	178	184	191	196	191
令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年					
179	169	149	133	131					



田原小学校

(単位 人)

平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
178	181	186	175	182	189	183	169	169	175
平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
171	173	168	176	161	154	145	140	136	129
平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
132	133	137	135	132	132	117	111	106	96
令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年					
96	94	88	87	78					



児童数及び標準学級数推計

資料 2

※ 特別支援学級児童を普通学級に含む。

上段：児童数（人） 下段：標準学級数（学級） 令和5年5月1日現在

	令和5年度							令和6年度							令和7年度						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
鴨川小学校	34	23	22	32	45	52	208	20	34	23	22	32	45	176	29	20	34	23	22	32	160
	1	1	1	1	2	2	8	1	1	1	1	1	2	7	1	1	1	1	1	1	6
東条小学校	51	51	73	50	50	53	328	55	51	51	73	50	50	330	51	55	51	51	73	50	331
	2	2	3	2	2	2	13	2	2	2	3	2	2	13	2	2	2	2	3	2	13
西条小学校	27	20	21	17	20	26	131	20	27	20	21	17	20	125	22	20	27	20	21	17	127
	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
田原小学校	12	15	14	11	9	17	78	11	12	15	14	11	9	72	18	11	12	15	14	11	81
	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
4小学校計	124	109	130	110	124	148	745	106	124	109	130	110	124	703	120	106	124	109	130	110	699
	4	4	4	4	4	4	24	4	4	4	4	4	4	24	4	4	4	4	4	4	24

	令和8年度							令和9年度						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
鴨川小学校	25	29	20	34	23	22	153	30	25	29	20	34	23	161
	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
東条小学校	51	51	55	51	51	73	332	53	51	51	55	51	51	312
	2	2	2	2	2	3	13	2	2	2	2	2	2	12
西条小学校	16	22	20	27	20	21	126	20	16	22	20	27	20	125
	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
田原小学校	10	18	11	12	15	14	80	7	10	18	11	12	15	73
	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
4小学校計	102	120	106	124	109	130	691	110	102	120	106	124	109	671
	3	4	4	4	4	4	23	4	3	4	4	4	4	23

	令和10年度							令和11年度						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
鴨川小学校	26	30	25	29	20	34	164	25	26	30	25	29	20	155
	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
東条小学校	59	53	51	51	55	51	320	52	59	53	51	51	55	321
	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12
西条小学校	23	20	16	22	20	27	128	15	23	20	16	22	20	116
	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
田原小学校	7	7	10	18	11	12	65	10	7	7	10	18	11	63
	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6
4小学校計	115	110	102	120	106	124	677	102	115	110	102	120	106	655
	4	4	3	4	4	4	23	3	4	4	3	4	4	22

※ 4小学校計の標準学級数は、児童数を標準学級児童数（35人）で除した学級数を記載。
ただし、R5年度（5年・6年）とR6度（6年）の標準学級児童数は40人。

今後の推計児童数

(単位 人)

学校名	全校児童数		(R5 ÷ H5)	R5 × (減少率 ÷ 100)
	平成5年度	令和5年度	減少率(%)	令和35年度(予測値)
鴨川小学校	460	208	45.2	94.0
東条小学校	381	328	86.1	282.4
西条小学校	162	131	80.9	106.0
田原小学校	182	78	42.9	33.5
合計	1,185	745		515.9

※ 減少率は、平成5年度全校児童数に対する令和5年度の割合。

※ 令和35年度(予測値)は、過去30年間と同様の割合で、今後30年児童が減少した場合の予測値。

(単位 人)

学校名	全校児童数		(R5 ÷ H25)	R5 × (減少率 ÷ 100)
	平成25年度	令和5年度	減少率(%)	令和15年度(予測値)
鴨川小学校	311	208	66.9	139.2
東条小学校	348	328	94.3	309.3
西条小学校	172	131	76.2	99.8
田原小学校	132	78	59.1	46.1
合計	963	745		594.4

※ 令和15年度(予測値)は、過去10年間と同様の割合で、今後10年児童が減少した場合の予測値。

小学校施設一覧

【構造の説明】

「RC」⇒鉄筋コンクリート造 「S」⇒鉄骨造 「CR」⇒コンクリート造
「FRP」⇒繊維強化プラスチック造

鴨川小学校（海拔3.1m）

区分	構造	階数	築年月	面積 (㎡)	耐震性能			備考
					Is値	CT×SD 値	q値	
校舎	RC	3階	S44年 5月	1,241	0.74	0.80		H10老朽施設改修・耐震補強
校舎	RC	3階	S44年 7月	2,224	0.74	0.80		〃
校舎	RC	3階	S44年 7月	672	0.76	0.82		〃
体育館	RC	2階	S55年 3月	1,178	1.33			
校地面積				14,835				建物敷地7,662㎡ 運動場7,173㎡
プール	CR		S40年					H6改築

《修繕箇所と問題点》

- ① 校舎北側の特別教室棟の雨樋のさび腐食（一部、鉄管の雨樋に穴が開いている）
- ② 校舎トイレ排水不良（安房特別支援学校鴨川分教室1階トイレの汚水桝の木の根の詰まり）
- ③ 校舎屋上の防水シートの剥離
- ④ 校内各所の雨漏り（1階会議室、2階資料室、音楽室ほか）
- ⑤ 校舎壁面のモルタルの剥離（各階ベランダ天井、北側壁面屋根ほか）
- ⑥ 校内各所の窓サッシの劣化（建付けが悪い）（雨水の吹き込み、窓枠へ新聞紙対応）
- ⑦ 校舎2・3階、屋上手すりの劣化（クラック等あり）

東条小学校（海拔15.4m）

区分	構造	階数	築年月	面積 (㎡)	耐震性能			備考
					Is値	CT×SD 値	q値	
校舎	RC	3階	S45年 6月	2,629	0.76			H21大規模改造(老朽)・ 地震補強
校舎	RC	3階	S55年 10月	1,003	0.81			H21大規模改造(老朽)
体育館	S	2階	H13年 3月	994	—			
校地面積				15,726				建物敷地7,767㎡ 運動場7,959㎡
プール	FRP		H7年					

《修繕箇所と問題点》

- ① 東側トイレ（音楽室前）の壁面タイルの浮き（一部補修済）
- ② 校内各所の雨漏り（1階会議室、2階東側手洗い場天井、3階図書室窓側天井ほか）
- ③ 校舎壁面のモルタルの剥離（各階ベランダ天井ほか）

西条小学校（海拔35.3m）

区分	構造	階数	築年月	面積 (㎡)	耐震性能			備考
					Is値	CT×SD 値	q値	
校舎	RC	3階	S51年 3月	1,967	0.74	0.77		H27大規模改造
体育館	RC	2階	S54年 2月	736	0.94			R1大規模改造(老朽)
校地面積				10,281				建物敷地3,631㎡ 運動場6,650㎡
プール	CR		S38年					

《修繕箇所と問題点》

- ① 校内各所の雨漏り（校舎3階の音楽室前廊下天井、職員通用口天井、音楽室壁面ほか）
- ② 校舎壁面のモルタルの剥離（各階ベランダ天井ほか）

田原小学校（海拔25.4m）

区分	構造	階数	築年月	面積 (㎡)	耐震性能			備考
					Is値	CT×SD 値	q値	
校舎	RC	3階	S53年 11月	1,874	0.83			
体育館	S	2階	S56年 2月	775	0.75		2.30	H27大規模改造
校地面積				12,273				建物敷地3,255㎡ 運動場9,018㎡
プール	CR		S38年					H4嵩上げ

《修繕箇所と問題点》

- ① 校内各所の雨漏り（1階西側1年教室前廊下壁面、職員女子トイレ天井、2階図書室天井ほか）
- ② 校舎トイレ排水不良（北側汚水柵は木の根の詰まり）
- ③ 各階トイレのタイルの浮き修繕（臭い対策等の改修も要望）
- ④ 各階段踊り場の窓金具の補修
- ⑤ 校舎壁面のモルタルの剥離（各階ベランダほか）
- ⑥ 校内各所の窓サッシの劣化

【用語の解説】

- ① 新耐震基準の建物とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受け建設された建物。
- ② Is値とは、耐震診断により建物の耐震性を示す指標で、Is値0.6以上は耐震性能を満たし大規模地震に対して倒壊または崩壊の危険性が低いとされ、Is値0.3未満は危険性が高いとされる。
文部科学省では、学校施設については児童生徒の安全性や避難場所としての機能性を考慮し、Is値0.7以上に補強するよう求めている。
- ③ CT×SD値とは、建物にある程度の強度を確保する目的の形状(SD)や、累積強度(CT)の指標に関する判定基準。
Is値が高くてもこの値が低い場合は安全としない目安。
CT×SD値が1.25以上ではIs値が低くても安全とし、0.3以下ではIs値を満足しても安全としない。
- ④ q値とは、保有水平耐力に係る指標で、1.0以上あれば倒壊や崩壊の危険性が低く、1.0未満では危険性があるとされる。
保有水平耐力とは、建物が地震による水平方向の力に対して対応する強さをいい、各階の柱、耐力壁及び筋かいが負担する水平せん断力の和として求められる値をいう。

小規模校のメリット・デメリット

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりにむけて～」より抜粋

《学校教育法施行規則第41条》

小学校の学級数は、12学級以上18学級を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

1 小規模校のメリット

(1) 少人数を生かした指導の充実

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕を持って使える。
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である。
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい。体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

(2) 特色あるカリキュラム編成等

2 小規模校のデメリット

(1) 学級数が少なくなることによる学校運営上の課題

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい。

- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる。学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

※ 複式学級（2学年で16人以下の場合）の場合のさらなる課題

- ・ 教員に特別な指導技術が求められる。
- ・ 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい。
- ・ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある。
- ・ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。
- ・ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある。

(2) 教職員数が少なくなることの学校運営上の課題

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある。多様な価値観に触れさせることが困難となる。
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる。
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい。(学年会や教科会等が成立しない。)
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合が

ある。

- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある。
 - ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる。
- (3) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響
- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
 - ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
 - ③ 協働的な学びの実現が困難となる。
 - ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。
 - ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
 - ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある。
 - ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
 - ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
 - ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。

3 複数の学級を編成できる場合（統合）のメリット

- (1) 児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編成ができる。
- (2) 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。
- (3) 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる。
- (4) クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる。
- (5) 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる。
- (6) 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。
- (7) 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる。

4 統合の効果（過去の統合事例の報告より）

- (1) 児童生徒への直接的な効果
 - ① 良い意味での競い合いが生まれた。向上心が高まった。
 - ② 以前よりもたくましくなった。教師に対する依存心が減った。
 - ③ 社会性やコミュニケーション能力が高まった。
 - ④ 切磋琢磨する環境の中で学力や学習意欲が向上した。
 - ⑤ 友人が増えた。男女比の偏りが少なくなった。
 - ⑥ 多様な意見に触れる機会が増えた。
 - ⑦ 異年齢交流が増えた。集団遊びが成立するようになった。休憩時間や放課後での外遊びが増えた。
 - ⑧ 学校が楽しいと答える子供が増えた。
 - ⑨ 進学に伴うギャップが緩和された。

- ⑩ 多様な進路が意識されるようになった。
- (2) 指導体制や指導方法、環境整備等に与えた効果
 - ① 複式学級が解消された。
 - ② クラス替えが可能になった。
 - ③ より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになった。
 - ④ 校内研修が活性化した。教職員間で協力して指導にあたる意識や互いの良さを取り入れる意識が高まった。
 - ⑤ グループ学習や班活動が活性化した。授業で多様な意見を引き出せるようになった。
 - ⑥ 音楽、体育等における集団で行う教育活動、運動会や学芸会、クラブ活動、部活動などが充実した。
 - ⑦ 少人数指導や習熟度別指導などの多様な指導形態が可能になった。
 - ⑧ 一定の児童生徒数の確保により、特別支援学級が開設できた。特別支援教育の活動が充実した。
 - ⑨ バランスの取れた教員配置が可能となった。免許外指導が解消又は減少した。
 - ⑩ 施設設備が改善され教育活動が展開しやすくなった。教材教具が量的に充実した。
 - ⑪ 校務の効率化が進んだ。教育予算の効果的活用が進んだ。
 - ⑫ 保護者同士の交流関係が広がった。PTA活動が活性化した。学校と地域との連携協働関係が強化された。

5 大規模校のデメリット

- (1) 学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
- (2) 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。
- (3) 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。
- (4) 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。
- (5) 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。
- (6) 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある。
- (7) 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある。

資料6

年度別園児数

令和5年4月1日現在

(単位 人)

	令和元年度							令和2年度							令和3年度						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
鴨川認定こども園	4	5	21	8	19	28	85	3	12	7	27	16	18	83	2	10	13	13	28	16	82
認定こども園OURS	18	36	56	78	91	65	344	17	30	55	88	76	88	354	21	30	56	78	85	77	347
西条認定こども園	0	10	12	15	20	17	74	1	10	11	24	17	21	84	2	8	9	18	25	17	79
田原認定こども園	1	5	10	12	12	11	51	0	7	5	11	14	12	49	0	3	12	8	13	13	49
4こども園計	23	56	99	113	142	121	554	21	59	78	150	123	139	570	25	51	90	117	151	123	557

	令和4年度							令和5年度						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
鴨川認定こども園	2	7	8	18	15	25	75	1	8	10	17	16	14	66
認定こども園OURS	21	30	48	81	75	82	337	17	30	46	58	73	74	298
西条認定こども園	2	10	11	20	19	24	86	3	10	8	20	18	20	79
田原認定こども園	0	3	5	14	8	13	43	2	4	3	12	14	6	41
4こども園計	25	50	72	133	117	144	541	23	52	67	107	121	114	484

※ 該当年度の4月1日現在の人数であり、途中入退園はカウントしてません。
0歳から2歳までの園児でOURS babyに登園している園児及び在宅児は含まれません。

※ 管外の園児も含まれます。

鴨川地区学童クラブ利用者数

(単位 人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	場所
鴨川学童	31	30	21	16	24	鴨川小学校
OURS学童	122	116	145	170	197	旧東条幼稚園
西条・田原学童	44	36	35	44	48	福祉センター
3学童クラブ計	197	182	201	230	269	

※ 登録者数であり、毎日、この児童が来るものではありません。

認定こども園施設一覧

鴨川認定こども園

区分	構造	階数	建築年月	築年数 (年)	面積 (㎡)	定員 (人)
園舎（旧保育園）	R C	2階	S46年5月	52	1,059.72	75
園舎（旧幼稚園）	木造	1階	H3年2月	32	698.00	30

《修繕箇所と問題点》

- ① 園内の壁の塗装剥離
- ② トイレ排水不良、浄化槽の入替、便器の洋式への入替
- ③ 園舎壁面のモルタルの剥離（一部クラックあり）
- ④ 空調修繕、排水管修繕

西条認定こども園

区分	構造	階数	建築年月	築年数 (年)	面積 (㎡)	定員 (人)
園舎（旧保育園）	R C	1階	H3年3月	32	393.00	73
園舎（旧幼稚園）	S	1階	H20年2月	15	451.00	30

《修繕箇所と問題点》

- ① 消防修繕、雨漏り修繕

田原認定こども園

区分	構造	階数	建築年月	築年数 (年)	面積 (㎡)	定員 (人)
園舎（旧保育園）	R C	1階	S58年3月	40	396.30	67
園舎（旧幼稚園）	木造	1階	H6年3月	29	359.00	15

《修繕箇所と問題点》

- ① 園舎壁面のモルタルの剥離（一部クラックあり）
- ② 便器の洋式への入替
- ③ 遊戯室及び保育室の床の剥離
- ④ 消防修繕、空調修繕、受水槽修繕

認定こども園OURS

区分	構造	階数	建築年月	築年数 (年)	面積 (㎡)	定員 (人)
園舎	R C	3階	H28年3月	7	3,509.80	390

鴨川市学校適正規模等検討委員会の運営方法

鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項を以下のとおりとする。

1 会議の開催

会議の開催日、時間及び場所は、事務局において調整し、会議開催日の 2 週間前までを目途に委員に通知する。

2 会議の公開、会議録の作成及び公表

会議の公開、会議録の作成及び公表は、鴨川市情報公開条例（平成 18 年鴨川市条例第 6 号）、鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針（平成 17 年 7 月 4 日制定）及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）に基づき実施するものとする。

(1) 会議の公開

① 会議は、原則として公開する。ただし、次の場合は、会議を非公開とすることができるものとする。

- ・ 法令等に特別の定めがある場合
- ・ 会議を公開にすることにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
- ・ 不開示情報が含まれる事項について、審議及び調査を行う場合

② ①により非公開とする決定は、議事ごとに行うものとする。

③ ①により非公開とする場合の理由は、これを公表するものとする。

④ 会議の公開に係る傍聴に関する手続等は、「会議の傍聴要領」のとおりとする。

(2) 会議録の作成及び公表

① 会議終了後、速やかに次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- ・ 開催の日時及び場所
- ・ 出席委員等の所属、職及び氏名
- ・ 議事、発言委員名及び発言の要旨

② 会議録は、あらかじめ議長が指名した委員 1 名が、これを確認し、署名するものとする。

③ 会議録は、当該会議に提出された書類を添付し、市政情報コーナーに配架するとともに、ホームページへ掲載するものとする。ただし、(1)①により非公開とすることが決定された部分については、これを公表しないものとする。

3 その他

上記のほか、会議の運営方法等について疑義が生じた場合は、議長が会議に諮って定めるものとする。

会議の傍聴要領

鴨川市学校適正規模等検討委員会

1 傍聴の手続

傍聴を希望する者は、事前に事務局へ申し出ることとする。

傍聴の受付は、先着順に行うものとし、会議開催日に当該開催場所で傍聴受付票（別記様式）を事務局へ提出するものとする。

2 傍聴に当たっての遵守事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、議長の指示に従うこと。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないこと。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙はしないこと。
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないこと。
- (7) その他会議の支障となる行為はしないこと。

3 その他

傍聴者が2の遵守事項に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

別記様式

傍聴受付票	
所定の事項を記入のうえ、係員に渡してください。	
氏 名	
住 所	
備 考	

○鴨川市附属機関設置条例

平成 31 年 3 月 25 日
条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づく附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱等)

第 3 条 委員は、市長(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。第 6 条において同じ。)が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長、副会長等)

第 4 条 会長又は委員長(以下この条及び次条において単に「会長」という。)及び副会長又は副委員長(第 3 項において単に「副会長」という。)は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和5年3月31日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(鴨川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 鴨川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

別表(第2条関係) 抜粋

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市 学校適 正規模 等検討 委員会	教育委員会の諮問に応じ、小学校、中学校及び認定こども園の適正規模及び適正配置に関する事項について調査審議を行うこと。	委員長1人、副委員長1人及びこれら以外の委員	16人以内	(1) 学校教育の関係者 (2) 児童福祉の関係者 (3) 識見を有する者	委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了するまで

(公文書の開示義務)

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(附属機関等の会議の公開)

第 23 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
- (3) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

2 前項本文の規定により公開した附属機関等の会議は、その概要を記録した会議録(当該会議録に不開示情報が含まれる場合は、当該不開示情報の部分を除いた部分とする。)を一般の閲覧に供するものとする。

○鴨川市情報公開条例施行規則 抜粋

平成 18 年 3 月 31 日
規則第 16 号

(附属機関等の会議の公開方法等)

第 13 条 条例第 23 条の規定による附属機関等(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するものをいう。以下同じ。)の会議の公開は、希望する者に会議を傍聴させる方法により行う。

2 附属機関等の長は、条例第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当することにより附属機関等の会議を公開しないこととするときは、公開しない理由を明らかにした上で、次のいずれかの方法により、会議を公開しない決定をするものとする。

- (1) 会議における議決
- (2) 委員個別の承認
- (3) その他附属機関等が定める方法

3 公開する附属機関等の会議を開催するときは、当該附属機関等を置く実施機関は、事前に当該附属機関等の会議を開催する旨を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

○鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針

平成 17 年 7 月 4 日

一部改正 平成 31 年 3 月 19 日

1 趣旨

本市における附属機関の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、市政への市民参画の促進及び公正でより開かれた市政の実現に資するため、「鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針」を定めるものとする。

2 定義

この指針において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置するものをいう。

3 鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針についての基本姿勢

この指針は、附属機関の新たな設置、附属機関の見直し、委員の選任、委員の公募、会議の公開等について、基本的な考え方を示すものであり、本市における附属機関の設置及び運営等に関しては、他に特別な定めのあるもののほか、本指針によることとする。

4 附属機関の設置及び運営等に関する基本指針

附属機関の設置及び運営等に関する基本指針として、以下のとおり定める。

(1) 附属機関の新たな設置

附属機関の新たな設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 設置目的及び所掌事務が他の附属機関と重複又は類似していないか、また、真に必要なものかどうかを十分に精査の上、設置するものとする。
- ② 可能な限り、その設置期間を明示するものとする。

(2) 附属機関の見直し

次のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- ① 1 年以上、会議が開催されていないもの
- ② 目的が既に達成されているもの
- ③ 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により設置の必要性が低下してきたもの
- ④ 他の行政手段により代替可能なもの
- ⑤ その他行政の総合性の確保、簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

(3) 委員の選任

附属機関の委員の選任については、当該附属機関の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。なお、既に委員を選任している附属機関については、次の委員改選時から適用するものとする。

- ① 委員の定数の基準は、次のとおりとする。ただし、特に法令に定めがある場合及びこれに基づかない特別な理由がある場合は、この限りでない。
 - ア 全般の行政分野に係るもの又は特に広範な審議を必要とするもの 15 人以内

イ 複数の行政分野に係るもの又は広範な審議を必要とするもの 10人以内

ウ 個別の行政分野に係るもの 7人以内

- ② 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。
- ③ 積極的に女性の意見を市政に反映させるため、女性の登用についてはそれぞれの附属機関における割合が30%以上になるよう努めるものとする。
- ④ 市議会議員は、特に法令に定めがあるもののほか、委員に選任しないものとする。
(平成29年4月25日付け鴨議第93号「議員の執行部附属機関への委員就任の制限について(通知)」)
- ⑤ 市職員(特別職を含む。)は、特に法令に定めがあるもののほか当該附属機関の不可欠な構成要素である場合を除き、委員に選任しないものとする。
- ⑥ 委員の在任期間は、通算して10年を超えないものとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- ⑦ 同一の者を委員として選任できる附属機関の数は、原則として3機関までとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(4) 委員の公募

政策等の意思形成段階からの積極的な市民参画を促進させ、附属機関のより公正な運営を図るため、委員の選任にあたっては可能な限り公募の方法によることとする。

なお、委員の公募は附属機関の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で行うこととし、その取扱いは、鴨川市附属機関の委員の公募に関する実施要領(平成17年7月4日制定)の定めるところによる。

(5) 会議の公開

附属機関の運営の透明性を確保し、より開かれた市政を実現するために、原則として会議を公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、当該会議を公開しないこととし、その場合は、会議を公開しない理由を明らかにすることとする。

なお、附属機関の会議の公開及び運営等については、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領(平成17年7月4日制定)の定めるところによる。

5 その他

本指針に基づき取り組むこととした事項については、適宜、その実施状況について市民に公表するものとする。

6 施行期日

この指針は、平成17年7月4日から施行する。

改正後の指針は、平成31年4月1日から施行する。

○鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領

平成 17 年 7 月 4 日

最終改正 平成 31 年 3 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、鴨川市情報公開条例（平成 18 年鴨川市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 23 条及び鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針（平成 17 年 7 月 4 日制定。以下「指針」という。）に基づき、附属機関等の会議の公開の実施について、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、「附属機関等」とは、条例第 23 条第 1 項に規定する附属機関等をいう。

(会議公開の原則)

第 3 条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 法律、条例等に会議を非公開とする旨の定めがある場合
- (2) 審議が妨害され、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや、委員に対する圧力により意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (3) 条例第 7 条各号のいずれかに該当する情報を含む事項の審議を行う場合

(会議の非公開の決定)

第 4 条 附属機関等の長は、開催しようとする会議を非公開とする場合は、その決定を次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 会議における決定
- (2) 委員等全員による個別の承認
- (3) その他附属機関等が定める方法

2 附属機関等の長は、会議を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第 5 条 附属機関等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- 3 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の傍聴者に会議資料を配布するものとする。

(会議開催の周知)

第 6 条 附属機関等を所管する課等（以下「所管課」という。）の長は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の 1 週間前までに会議を開催する旨を周知させるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

2 前項の周知は、所管課の長が、会議の開催に係る事項を記載した会議開催のお知らせ（別

記様式)を作成し、市庁舎内等へ掲示することにより行うものとする。

- 3 前項の規定によるもののほか、附属機関等の会議を開催するに当たっては、広報紙又はホームページへの掲載により周知に努めるものとする。

(会議録の作成)

第7条 附属機関等の長は、会議終了後速やかに事務局をして会議録を作成させなければならない。

- 2 会議録は、当該会議における発言内容、審議経過等を市民が十分に理解できるような形式とするよう努めるものとする。
- 3 会議録の内容については、附属機関等の長が指定した者の確認を得るものとする。

(会議録の閲覧等)

第8条 所管課の長は、公開した会議の会議録及び会議資料を市政情報コーナーに備え置き、市民の閲覧に供するとともに、可能な限り当該会議録及び会議資料をホームページへ掲載するものとする。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、附属機関等の会議の実施状況について、毎年1回公表しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。